

インドネシア共和国西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 1 プロジェクト
に対する異議申立に関する調査結果等報告書

2017年3月21日
株式会社 国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役
小林 寛 / 島田幸司

1．本報告書の目的

本報告書は、環境社会配慮確認のための国際協力銀行（以下「JBIC」という）ガイドラインに基づく異議申立手続要綱（以下「要綱」という） ．5．第1項に基づき、JBICによるインドネシア共和国西ジャワ州チレボン石炭火力発電所 Unit 1 プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に係る環境社会配慮確認が、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002年4月）（以下「本環境ガイドライン」という。）に沿って行われたかどうかについての調査結果及び当事者間の対話の進捗状況について報告するものである。

本プロジェクトは貸出が終了し、本プロジェクトに係る発電所の操業も開始されている状況であることから、本異議申立は本環境ガイドラインのモニタリング規定の遵守・不遵守に係るものである。したがって、当審査役は本プロジェクトに対する JBIC によるモニタリングが本環境ガイドラインに従ってなされているかに焦点を絞って調査を行った。

2．本プロジェクトの概要

本プロジェクトの概要は以下のとおりである。すなわち、本プロジェクトは、インドネシア共和国西ジャワ州チレボン県において出力660MWの石炭火力発電所を建設・操業する事業に対して、JBIC及びその他の民間金融機関が、当該事業の事業実施主体であるチレボン電力(PT. Cirebon Electric Power)(出資割合:丸紅株式会社32.5%、韓国 Midland Power 27.5%、Samtan 20%、Indika Energy 20%)(以下「事業実施主体」という)に対して、協調融資を行ったものである。本プロジェクトに係る発電所は2012年7月に操業を開始した。

なお、拡張案件として位置づけられているチレボン石炭火力発電所 Unit 2 に関し、JBICでは、現在内談案件として融資検討がなされている。本報告書は、同発電所 Unit 2 を調査対象とするものではない。

3．異議申立の経緯及び概要

(1) 異議申立の経緯

本プロジェクトに関し、2016年11月10日、現地住民等が JBIC ジャカルタ駐在事務所に来訪し、当審査役宛異議申立書を提出した（申立書記載日は同年11月8日）。本プロジェクトは貸出が終了していることから、本異議申立は、異議申立手続要綱に基づく本環境ガイドライン上のモニタリング規定の不遵守を指摘するものである。

当審査役は、異議申立書の内容について疑義が発生したため、同年12月15日、当審査役の質問を記載した書簡を申立人らに送付した。これに対して、2017年1月26日、当審査役は、その質問に対する申立人らの回答書を受領した。回答書の内容を検討した結果、当審査役は、同月31日付けにて、本プロジェクトに対する本異議申立について手続を開始するとの判断を行った。

当審査役は、手続開始の判断の後、2017年3月8日から9日にかけて、本プロジェクトの現地において各当事者に対する個別ヒアリングを含む調査を行った。

(2) 異議申立の概要

異議申立の概要は以下の通りである。

国名：インドネシア共和国

所在都市名：西ジャワ州チレボン県

プロジェクト名称：西ジャワ州チレボン石炭火力発電所案件 Unit 1（出力：660MW、操業開始：2012年7月、本プロジェクトに係る費用：約8億5000万ドル、事業実施主体：チレボン電力(PT. Cirebon Electric Power)（出資割合：丸紅株式会社32.5%、韓国 Midland Power 27.5%、Samtan 20%、Indika Energy 20%）、インドネシア国立電力会社(Perusahaan Listrik Negara)との30年間の電力供給契約(30-year power purchase agreement)締結日：2007年8月、JBIC 及びその他の民間金融機関による協調融資約5億9500万ドルの契約締結日：2010年3月)

主張されている被害：大きく2点にわけられる。すなわち、(1) 生計及び収入機会の損失 (i)沿岸域における生態系の破壊並びに小規模漁業者及び貝養殖業者が受けた実害、(ii)塩田業者への実害、(iii)農業者への実害) 及び(2) 大気汚染及び健康被害の深刻化である。

指摘されているガイドライン不遵守：以下の通り、申立人らの主張は、大きく6点にわけられる。

(A) 本環境ガイドライン第1部4.(4) モニタリング 第2項及び第4・5項

「私たちは、NGO が示してきたとおり本プロジェクトによる負の影響（生計手段の喪失、大気汚染、環境影響評価プロセスの重大な欠陥、用地取得）についてレターを送付してきたにも関わらず、JBIC は、事業実施主体から提供された情報のみに依拠している。JBIC は、本プロジェクトによる負の影響に対する自らの調査を怠っており、事実、被影響住民との対話を実施してきていない。JBIC は、被影響住民との対話が

なされなかったために、現地での環境社会配慮に関し事態の改善への対応或いは貸付契約上の措置等への判断が十分でない状態となっている。」

(B) 第 1 部 4 . (4) モニタリング 第 3 項

「異議申立者は、事業実施主体が実施しているとする、指摘で挙げたような負の影響に対する調査や対応が適切になされていると認識していない。事業実施主体は、異議申立者が指摘する負の影響について、本プロジェクトとの因果関係がない事をコミュニティに示していない。JBIC は、事業実施主体による透明でアカウンタブルなプロセスによる指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされていないことを確認していない。」

(C) 第 2 部 1 . (法令、基準、計画等との整合)

「本プロジェクトの窒素酸化物(NO_x)の排出濃度は $829\text{mg}/\text{Nm}^3$ であり、これは現行のインドネシア基準である $750\text{mg}/\text{Nm}^3$ を超過する。事業実施主体は旧基準 (1995 年基準 : $850\text{mg}/\text{Nm}^3$) を遵守しているが、JBIC 及び事業実施主体は、被影響住民各位が特に児童への影響として重大な懸念としている健康被害への影響を考慮し、適切な対応を取るべきである。」

(D) 第 2 部 1 . (非自発的住民移転)

「これまで、零細漁業者、貝養殖業者、エビペースト製造業者、塩田業者及び農業者に対する十分な補償がなされていない。零細漁業者に対しては、小さいボートが 2 つ提供されたのみであり、そのほか漁網が提供されたが、魚、エビ等の漁獲物が減少しているため実質的な支援とならない。貝採取業者、塩田業者に対しては支援がなされていない。このような状況であるため、被影響住民の生計回復は十分であると言えない。」

(E) 第 2 部 1 . (モニタリング) 第 1 段落

「事業実施主体は、上記のような生計回復が不十分であるにも関わらず、適切な対応を実施していない。加えて、事業実施主体はモニタリングの実施や対応状況について示していない。事業実施主体は、大気汚染への影響をモニタリングしていない。事実、貯炭場の石炭及び石炭灰の飛来が確認されている。」

(F) 第 2 部 1 . (モニタリング) 第 4 段落

「本プロジェクトのモニタリング段階において、私たちが JBIC に対しレターを送付した後であっても、私たちは、適切な情報公開及びステークホルダーの参加による、対策の協議・検討がなされた機会があったと認識していない。」

4 . 予備調査の結果 (検討結果を添付)

要綱 ．2 に定める予備調査の結果は、別添のとおりである。当審査役は、予備調査の結果、本異議申立手続を開始する旨の判断を行ったが、異議申立事由のうち2項目（ 法令、基準、計画等との整合、 非自発的住民移転）については、本環境ガイドラインにおけるモニタリング規定内容には該当しないため、当該2項目に係る異議申立は却下することとし、その他の4項目に限定して、本調査を行うこととした。

なお、予備調査の結果、上記 については、窒素酸化物に係る基準違反の事実は認められなかった。なぜなら、申立人らが主張する829mg/Nm³ という数値は、環境影響評価書作成時点における754mg/Nm³ をインドネシア測定条件（酸素濃度3%、25℃、1気圧下）に換算したものであると考えられるところ、これに対応する基準は850mg/Nm³ であるため、環境許認可当時は基準を満たす設計であったと認められるからである。さらに、本プロジェクト開始後に窒素酸化物について182.5mg/Nm³（2016年上半期の期間平均値）との数値が測定されたとの報告を受けているところ、当該数値は、インドネシア現地基準（750mg/Nm³）と世界銀行グループのEHSガイドライン（510mg/Nm³）のいずれについてもこれを下回っていることが認められる。

5．事実関係調査の結果・対話促進

（1）ガイドライン遵守・不遵守調査のためのJBIC 投融資担当部署へのヒアリングの記録

ヒアリングの日時：2016年11月25日、2017年2月16日

ヒアリングの内容：ガイドライン不遵守事項及び被害との因果関係に関する申立人らの主張とこれに対するJBICの主張の整理、本プロジェクトに対してJBICとして実施しているモニタリングの内容並びに本環境ガイドライン及び異議申立手続要綱の規定に関する確認

なお、上記のヒアリングにおいて当審査役は、JBIC 投融資担当部署による現地実査実施状況及びNGO 面談実施状況につき、以下のとおり確認した。

年月日	実査 / 面談等	実施内容
2008年6月18~20日	チレボン 1 現地 実査	事業者面談、西ジャワ州環境当局面談、プロジェクトサイト（整地中）の踏査等
2009年10月14日	チレボン 1 現地 実査	事業者面談、住民との面談、プロジェクトサイト（建設中）の踏査等
2014年11月19日	チレボン 1 現地 実査	事業者面談、稼働状況にかかる踏査等

2015年11月12日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン1異議申立人代理人) 他本邦NGOと質疑応答
2016年5月11~13日	チレボン1及び 2現地実査	事業者面談、西ジャワ州環境当局面談、近隣コ ミュニティ訪問、チレボン1稼働状況、チレボ ン2プロジェクトサイト予定地の踏査等
2016年5月23日	NGOとの面談	FOE Japan、FOE インドネシア (FOE Japan はチレボン1異議申立人代理人)と質疑応答
2016年9月30日	NGOとの面談	FOE Japan (チレボン1異議申立人代理人) 他本邦NGOと質疑応答
2016年10月17~19日	チレボン1及び 2現地実査	事業者面談、チレボン1及び2サイトの踏査、 CSR活動拠点の訪問等

(注1)「チレボン1」はチレボン石炭火力発電所 Unit 1、「チレボン2」は同発電所 Unit 2

(注2)「現地踏査」場所はチレボン県、「当局面談」場所は西ジャワ州バンドン(州都)及び
「NGOとの面談」場所は東京都にて実施

(2) ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査結果

具体的に発生した被害について

申立人らは以下のとおり主張する。すなわち、「2007年の本プロジェクトに係る発電所の建設開始以降、カンチクロン村において貝採取を生計手段として行ってきた世帯は完全にいなくなり、他の生計手段による住民もまた損害を受けてきた。本プロジェクトに係る発電所(棧橋や取排水口を含む)の建設以降に魚、エビ、貝等がカンチクロン村の沿岸域において急速に失われてきた。長年確認することができた魚やエビが、本プロジェクトの建設以降は目にすることがなくなった。こうして小規模漁民は漁業をやめ、同様に貝類も減少が確認され、貝採取は強制的に止めざるを得ない状況となった。いくつかの塩田業者は、補償や救済措置が図られることなく塩製造をやめることとなった。」

確かに、異議申立書の添付資料(本プロジェクトの前後における生活状況の変化8件)によると、魚類の漁獲量や農地における収穫量などが減少していることが示されている。また、当審査役の申立人らに対する質問書に対する申立人らの回答書4頁において小規模漁業者の漁獲量が本プロジェクトの後に大きく減少していることが示されている。これらのデータは長期的トレンドを示すものではないが、本プロジェクトの開始後に申立人らの周辺の沿岸環境及び生活環境に何らかの影響が発生した可能性も否定できない。もっとも、被害の具体的かつ詳細な内容については申立人らの主張や回答をもっても現時点において行った本調査によって得られた証拠に基づき認定することはできなかった。また、申立人らの被害が本プロジェクトによって生じた

ものなのかという因果関係については、現時点における本調査によっても明らかとはならなかった。

本環境ガイドライン（モニタリング規定）の遵守・不遵守にかかる事実について

（A）本環境ガイドライン第1部4.(4) モニタリング 第2、第4及び第5項について

JBIC は、事業実施主体に対しモニタリング結果の報告を求め、必要に応じて被影響住民を含むステークホルダーからの意見を求める立場であるところ、JBIC は、これまで申立人らの代理人である NGO から寄せられた意見及び指摘事項に対して、事業実施主体への追加確認及び現地実査を行ったこと、現地実査に当たり西ジャワ州環境局とも面談を行い、本プロジェクトのモニタリング段階での環境社会配慮にかかる適切性を同環境局より確認したことが認められる。

従って、この点についてモニタリング規定違反の事実は認められない。

（B）第1部4.(4) モニタリング 第3項について

JBIC は、事業実施主体に対して適切な対応を促した結果、以下の事実を確認したことが認められる。すなわち、事業実施主体が大気質・水質等の汚染対策管理、豪雨時の洪水にかかる状況、社会配慮実施状況に関してモニタリングを実施しており、西ジャワ州環境局に対してその結果を提出したこと、事業実施主体が被影響住民からの苦情（要請、意見等を含む）に対応して、チレボン県・大学等の第三者機関と協働し、漁業者・塩田業者及び農業者の生計手段に対する影響及び住民の健康状況に係る調査を実施しており、その調査結果を被影響住民へ適切にフィードバックしていること、事業実施主体が実施する職業訓練等の自活支援等の CSR プログラムの説明会により、被影響住民の生計回復施策への参加を促進する活動を行っていること。JBIC は、このような社会配慮の実施にかかる被影響住民との対話の実施及び内容について、事業実施主体が定期的に西ジャワ州環境局に報告しており、同環境局が報告内容は適切であると評価したことを同環境局に対するヒアリングによって確認した。

以上より、JBIC は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされていることを確認したことが認められる。従って、この点についてモニタリング規定違反の事実は認められない。

（C）第2部1.(モニタリング) 第1項について

まず本プロジェクト開始後、予測困難な事態の発生は確認されてい

い。また、調査の結果、JBIC が以下の事実を確認したことが認められる。すなわち、事業実施主体が本プロジェクトの環境影響評価実施段階から漁業者、塩田業者、農業者等の配慮が必要となる被影響住民との対話を通じ、生計回復のための補償を実施してきたこと、そして、補償形態としては事業実施主体が金銭補償の他、職業訓練等の自活支援や上水道設備等のインフラの新設・修繕を行ってきており、被影響住民が属するコミュニティとの定期的な対話においてモニタリング結果及び生計回復にかかる諸施策の説明がなされてきたこと。なお、生計回復策を含めた社会配慮全般にわたる実施状況について、事業実施主体は実施レポートを年1回刊行しており、事業実施主体のウェブサイトで公開している。

また、JBIC は、事業実施主体が大気汚染物質（NO_x、SO_x、PM 等）のモニタリングを実施しており、その結果、いずれの汚染物質濃度も現行の基準値を十分に満たし、世界銀行グループのEHSガイドラインで示されているガイドライン値を十分に下回っていることを確認した。また、JBIC は、事業実施主体が被影響住民に対し定期的な健康診断を実施しており、本プロジェクトの排出ガス等が原因となって受診者に異常が生じていないことを事業実施主体から確認した。

以上より、JBIC は、計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、事業実施主体による適切な対策がとられたことを確認したことが認められる。従って、この点についてモニタリング規定違反の事実は認められない。

(D) 第2部1.(モニタリング)第4段落について

JBIC は、上記(B)と同様の事実を確認したことに加えて、以下の事実も確認した。すなわち、事業実施主体が大気環境への影響、水質環境への影響等にかかる各種モニタリング結果及び各種影響管理の実施方法について定期開催の対話時に被影響住民に対して説明していること、事業実施主体が被影響住民からの要望や意見について対話・協議により職業訓練等の自活支援や上水道設備等のインフラの新設・修繕を行い被影響住民とのコミュニケーションを図ろうとしてきたこと。

以上より、JBIC は、本プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順がとられたことを確認したことが認められる。従って、この点についてもモニタリング規定違反の事実は認められない。

(E) 小括

以上の通り、JBIC は、本プロジェクトについて、本環境ガイドラインに従ってモニタリングを行っていることが認められ、当該規定の不遵守の事実は認められなかった。本環境ガイドライン上、モニタリングは原

則的には借入人たる事業実施主体を通じて結果の確認を行うとしており、JBIC は、これまで適切に結果の確認を行ってきた。第三者等からの指摘も存在したが、JBIC は、その都度、借入人たる事業実施主体に当該指摘を伝達しつつ状況確認を行っており、住民との協議・対話を継続するよう対応を促してきた。

ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係
ガイドライン不遵守の事実は認められなかったため、環境ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実と具体的被害の因果関係は問題にはならない。

最終結果

以上のとおり、本調査の結果、本プロジェクトについて JBIC の本環境ガイドライン不遵守の事実は認められなかった。

もっとも、当審査役は、本調査によって得られた現時点における情報の下では、本プロジェクトによって申立人らに被害が発生したのかという因果関係が明らかではないとしても、申立人らの良好な生活環境の確保については今後も適切な配慮がなされるべきと考えており、そのためにも、引き続きモニタリング及び当事者間の協議・対話の促進が継続的に実施されることを期待するものである。

6．対話の促進に関する当事者の合意状況及び当事者間で行われた対話の記録

(1) WALHI 及び丸紅株式会社間の対話

- ・対話の日時：2016年5月18日
- ・申立人らの代理人 NGO である Wahana Lingkungan Hidup Indonesia (“WALHI”)及び事業実施主体に出資する丸紅株式会社との間で対話がなされた。
- ・当事者間で合意が成立した場合の合意内容：合意不成立

(2) 当審査役が行った当事者に対するヒアリング

申立人らは、代理人である WALHI を通じて事業実施主体と対話を行ったものの、事業実施主体との直接的対話を行っていない。当審査役は、当事者間の対話の促進を提案したが、申立人らが当審査役による現地視察を優先するよう希望したため、当審査役は当事者間の対話の仲介は行わず、以下の通り、各当事者に対する個別ヒアリングを行った。

(A) 事業実施主体に対する個別ヒアリング

- ・ヒアリングの日時：2017年3月8日
- ・ヒアリングの場所：インドネシア共和国西ジャワ州チレボン県

- ・ヒアリングの内容:当審査役は、事業実施主体による環境配慮活動や CSR 活動等につき説明を受け、発電所内のプラントや敷地近隣の海岸などの現地確認、CSR 活動等拠点を視察のうえ、事業実施主体に対し、申立人らとの直接の対話を促した。

(B) 申立人らに対する個別ヒアリング

- ・ヒアリングの日時：2017年3月9日
- ・ヒアリングの場所：インドネシア共和国西ジャワ州チレボン県
- ・ヒアリングの内容：当審査役は、異議申立書において主張されている被害等につき、申立人らから改めて直接説明を受け、事業実施主体が提供する CSR 活動等を紹介のうえ、事業実施主体との直接の対話の可否に関する検討を提案した。ヒアリングの後に申立人らの要望により、本プロジェクトに係る発電所の敷地境界付近において農業を営んでいる周辺住民の旧塩田を踏査したうえ、申立人らに対して、改めて、事業実施主体との直接の対話を促した。

7 . 環境ガイドライン担当審査役の判断の根拠となった資料のリスト

- ・ Objection Regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West Java, Indonesia dated November 8, 2016
- ・ ANNEX of “Objection Regarding the Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West Java, Indonesia” dated November 8, 2016
- ・ インドネシア共和国 / チレボン石炭火力拡張プロジェクト現地実査に係る出張報告 (2016年5月20日)
- ・ SEMI-ANNUAL ENVIRONMENTAL MONITORING REPORT-FOR PERIOD FROM 1 DECEMBER 2015 TO 31 MAY 2016
- ・ SEMI-ANNUAL ENVIRONMENTAL MONITORING REPORT – FOR PERIOD FROM 1 DECEMBER 2012 TO 31 MAY 2013
- ・ Cirebon Electric Power, Living and Livelihood / Flood Countermeasure (period: December 1, 2015 – May 31, 2016)
- ・ Urgent Request from Indonesia Civil Societies to Japanese Government/Companies to stop financial coal projects in Indonesia dated November 12, 2015.
- ・ REPORT TO RESPOND ON RAPEL (NGO) CONCERNS FOR THE OPERATION OF CIREBON POWER PLANT – UNIT 1 AND UNIT 2
- ・ LABORATORIUM KIMIA ANALITIK dated November 23, 2016
- ・ PLTU CIREBON 1X 660MW PELAKSANAAN PENGELOLAAN DAN PEMANTAUAN LINGKUNGAN dated April 12, 2016
- ・ Inquiries with respect to Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West

Java, Indonesia (Acceptance No. 1601) dated December 14, 2016

- Answers to the Inquiries regarding the Objection Paper on the Cirebon Coal-fired Power Plant Project in West Java, Indonesia dated January 23, 2017
- Community Empowerment Program 2014
- ANALISIS DAMPAK LINGKUNGAN HIDUP (ANDAL) RENCANA PEMBANGUNAN DAN OPERASI PEMBANGKIT LISTRIK TENAGA UAP (PLTU) CIREBON STAGE 1 KAPASITAS 1 X 660 MW DESA KANCHI KULON KECAMATAN ASTANAJAPURA KABUPATEN CIREBON JAWA BARAT (April, 2008)

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり。	
記載が十分でない項目あり。	

(記載が十分でない項目名 :)

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の2人以上の住民によりなされている。	
異議申立が上記要件を満たさない。	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件であることが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

備考：異議申立書（受理番号 1601）に記載された2つのプロジェクトのうち、以下のプロジェクトは、当該プロジェクト向け融資契約調印前に申立てがなされたため、本手続きの対象外。

【対象外プロジェクト】

- ・チレボン石炭火力発電所 Unit 2 プロジェクト：出力 1,000MW

(3) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資担当部署に移送することが適当。	
貸出終了後に異議申立がなされており、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	
貸出終了後に異議申立がなされているが、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり。	
申立人に対する直接的で重大な被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない。	

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

備考：異議申立書（受理番号 1601）7～9ページに記載された6つの項目のうち以下の2つは、モニタリング規定の内容には該当しないため、本手続きの対象外。

【対象外の規定】

- ・ 8ページ：（法令、基準、計画等との整合）第1項目
- ・ 8ページ：（非自発的住民移転）第2項目

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	

備考：異議申立人の代理人が事業実施主体との対話を行った。

(8) 当行との協議の事実

申立人は当行投融資担当部署と協議を行っている。	
申立人は当行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	

備考：異議申立人の代理人が当行との連絡を行った。

(9) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	
濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	
申立書に重大な虚偽記載が認められる。	

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述 :

)

以 上